

議案第 27 号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例制定について
甲府市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 7 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市手数料条例の一部を改正する条例
甲府市手数料条例（平成 12 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
別表第 10 号の次に次のように加える。

(10)の 2 戸籍電子証明書 提供用識別符号の発行	1 件につき 400 円（当該戸籍電子証明書提供用 識別符号と同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は 戸籍証明書と同時に請求する場合は無料）
-------------------------------	---

別表第 11 号の次に次のように加える。

(11)の 2 除籍電子証明書 提供用識別符号の発行	1 件につき 700 円（当該除籍電子証明書提供用 識別符号と同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は 除籍証明書と同時に請求する場合は無料）
-------------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍の謄本等の電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。